

平成28年度 財政援助団体等監査（1）監査結果措置状況

《神戸都市振興サービス株式会社》

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(3) 指摘事項 ① 契約に関する事務 ア 契約変更に際して規定に基づいた決裁による意思決定を行うべきもの 会社の経理規程では、経理事務の処理は、代表取締役社長もしくは専決規程に基づいた決裁を得て決定すると定められている。また、専決規程では、「不動産の取得、貸借、売却、廃棄」に関しては、すべて社長決裁とすると定められている。 利用料金を月額（消費税等を含む）とする駐車場賃貸借契約において、平成26年4月より消費税が改定されたことに伴う利用料金の改定に関する社長決裁がなかった。 規程に基づいた事務処理を行うべきである。	消費税改定に伴う駐車場利用料金改定について社長決裁未了であった原因は、年度末繁忙期での急な方針変更となり、その他事務に忙殺されたため役員（代表権あり）までの簡易決裁で事務処理したまま、正規決裁区分による決裁を怠ってしまったことである。 ご指摘を受け、平成28年12月21日付で、現行契約についての確認及び今後の取扱いについて社長決裁により処理を行った。 今後の再発防止を図るため、同年12月21日付けで文書により全社員に周知徹底するとともに、翌22日の朝礼において役員より口頭での注意喚起を行い、平成29年1月6日の社内会議においても再度口頭での注意喚起を行った。	措置済
(4) 意見 ① 工事施行事務取扱要領について 会社の経理事務は、経理規程及び各種の事務取扱要領に基づき処理を行うこととされている。 しかし、事務取扱要領の規定とは異なる事務処理が行われている事例があった。 事務取扱要領等の内部規定に基づいた事務処理を行われない。また、会社の秩序維持や業務効率の確保の観点から契約締結の方法について、工事施行事務取扱要領の改正を検討されたい。	工事施行事務取扱要領について、社内で改正のための検討会を平成28年11月から開催し、鋭意検討しているところである。年度内を目途に要領を改正することとした。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
② 委託契約に係る仕様の見直しについて 会社は、先端医療センター及び神戸バイオメディカル創造センターＣＰＣ施設運営支援業務等を他団体に委託している。委託内容について平成 22 年度以降委託料以外は変更されていない。 仕様書によれば、ＣＰＣ施設運営支援業務の業務内容のひとつとして、施設の運営及びテナントの円滑な事業推進に資することを目的として、テナント満足度評価を実施することになっている。平成 18 年度は実施したものの、平成 19 年度以降は他業務の業務量が増加したこともあり実施されていなかった。 業務内容に応じて毎年度適切な仕様書を作成されたい。	ご意見を踏まえ、平成 29 年 1 月 27 日から受託者も含め関係者等と本格的に仕様書の見直しについて会議を開き検討を進めている。他の意見も含め平成 28 年度末までに結論を得て、平成 29 年度契約から仕様書の見直しを反映させることとした。	措置済